

家庭系ごみ袋及び大型ごみ処理券販売等委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

Ⅰ 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、市民が家庭系一般廃棄物を適切に排出できるよう、生駒市家庭系指定ごみ袋及び大型ごみ処理券(以下「指定ごみ袋」という)を市民が購入しやすい店舗等で安定的かつ円滑に入手できる体制を確保することを目的とする。あわせて、指定ごみ袋の販売を通じて取扱店舗のつながりを活用し、市民(消費者)に対しては、家庭からのごみ排出削減や5Rに関する啓発を行い、事業者に対しては、事業活動におけるごみ減量や5R推進の取り組みを広げることで、効果的かつ継続的なごみ減量施策を推進することを目的とする。

※5Rとは

「循環型社会形成推進基本法」にて、ごみを出さない:Reduce(リデュース)、繰り返し使う:Reuse(リユース)、資源として別のものに作り変える:Recycle(リサイクル)の3つのRからなる3Rに、修理して使う:Repair(リペア)、受け取らない:Refuse(リフーズ)を加えたもの。

(2) 業務名

家庭系ごみ袋及び大型ごみ処理券販売等委託業務

(3) 業務内容

家庭系ごみ袋及び大型ごみ処理券販売等委託業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日 令和8年1月中旬予定

業務期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

2 業務に要する費用(予定価格)

45,315,000 円(税込、3年間の債務負担行為)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

(1) 下記1)2)のいずれかを満たす者。

1) 生駒市内に本店又は支店(主たる営業所から本市との契約について、一切の権限を委任されている営業所)を有する者。

2) 生駒市に隣接する自治体に本店又は支店を有する者。

(2) 公示日から受託候補者特定の日まで、本市による入札参加停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 公告日から過去15年間に於いて、国、地方公共団体の発注する物品の買入れ又は役務の提供について、契約金額¥5,000,000円(税込)以上の契約を履行した実績(1件あたりの金額、業務完了済みであること)を有する者。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限:令和7年11月28日(金)15時00分まで(必着)

(2) 提出方法:別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。

(電子メールアドレス)kankyohozen@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答日:令和7年12月3日(水)

(4) 回答方法:生駒市公式ホームページ上で回答する。

5 企画提案書等の作成及び提出

本業務に関する企画提案を行おうとする者は、次に規定する書類等を作成し、下記提出期限までに、持参又は郵送により事務局に提出すること。

(1) 提出書類・必要部数

1) 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部

2) 実施体制各種調書及び企画提案書等

ア～キは原本1部、副本10部、ク～コは原本1部。なお、市に今年度有効な一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出している者又は令和7年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者については、ク～コを省略することができる。なお、「（キ）参考見積書」について、押印しない場合、会社の「住所」、「会社名」、「代表者名」のほか、「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号又はメールアドレス）」を記入すること。

ア 会社概要（様式3）

令和7年12月1日時点の内容で記載すること。

イ 業務実績調書（様式4）

業務実績調書に記載した事業の内容が分かる資料を各1部提出すること。契約書の写し（履行期間・発注者・業務内容が分かるもの）があれば合わせて提出すること。

ウ 統括責任者調書（様式5）

エ 再委託調書（様式6）

再委託する場合のみ提出すること。

オ 企画提案書（様式7）

別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

カ 業務工程表（任意様式）

キ 参考見積書（任意様式）

業務の実施に係る費用の内訳が分かるように項目ごとに記載すること。参考見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となるため、留意すること。

【令和7年度において本市の物品・委託業務業者登録又は建設工事登録がある者は、以下の書類は提出不要】

ク 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

ケ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人：納税証明書その3の3、個人：納税証明書その3の2）

【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

コ 誓約書（様式8）

（2）作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」を参照

（3）提出期限等

1) 提出期限：令和7年12月15日（月）16時30分まで（必着）

2) 提出場所：生駒市役所 地域活力創生部 環境保全課（市役所2階）

3) 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

（1）第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を「7 評価基準及び配点」に基づき審査し、一定の基準点

に達した提案者から上位5者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査を実施できるものとする。

実施日：令和7年12月19日（金）（予定）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して再評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和7年12月25日（木）（予定）

(3) 審査結果の通知

1) 第1次審査

審査結果を電子メールにより文書で通知する。なお、選考された者のみ、ヒアリング等を実施する旨を通知する。

2) 第2次審査

審査結果を電子メールにより文書で通知する。

7 評価基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査する。

■事業者・参考見積書 評価基準

評価項目	評価事項	配点
業務実績	過去15年間に於いて、国、地方公共団体の発注する物品の買入れ又は役務の提供について、契約金額¥5,000,000円（税込）以上の契約を履行した実績（1件あたりの金額とし、最大5件を記載。いずれも業務完了済みであること。）を評価する。（1点／件）	5点
参考見積金額 （見積金額が予定価格を超えた場合は失格とする）	予定価格【45,315,000円（消費税及び地方消費税10%を含む）】に対する見積金額の比率に応じて加点	10点
小計		15点

■委託業務 評価基準

評価項目	評価事項	配点
①取扱店の募集及び発注者への報告業務	・取扱店の新規登録、変更登録、廃止登録があった場合に発注者へ速やかに正確に報告できる体制か。 ・取扱店の新規募集方法が明示されているか。 ・取引店拡大促進など、利用者（市民）サービス向上に繋がる取り組みが明示されているか。	15点

②指定ごみ袋の保管・受注・配送業務	・業務を行う体制が明示できているか。 ・人員の接遇・社員教育ができていないか。 ・指定ごみ袋の保管は適切な建物内で、盗難や紛失、火災等が生じないように、防犯上安全に管理できる状態であるか。 ・指定ごみ袋等の破損、汚損等の不良などが確認された場合、速やかに発注者へ状況を報告できる体制か。 ・欠品や過剰在庫とならないよう、どのように在庫管理を行うか明示できているか。 ・緊急配送に対応できる体制を整備できているか。	15 点
③家庭系一般廃棄物処理手数料（ごみ袋代金）徴収業務 取扱店への販売手数料（マージン）の支払業務	・毎月取扱店に販売した指定ごみ袋にかかる家庭系一般廃棄物処理手数料（ごみ袋代金）をどのように徴収し、発注者に納入するか明示できているか。 ・適切な報告体制になっているか。 ・取扱店に支払う販売手数料（マージン）の料率及び支払方法が提案書にて明示されているか。 ・販売手数料の設定にあたっては、取扱店の協力が得られるよう合理的かつ妥当な範囲で提示されているか。	15 点
④5Rの推進・啓発業務 （市民向け）	・市民（消費者）向けに対して、家庭からのごみ排出削減や5Rに関する啓発につながる施策の提案がされているか。 ・積極的かつ実現可能な提案がされているか。	15 点
⑤5Rの推進・啓発業務 （事業者向け）	・事業者に対して、ごみ減量や5R推進につながる取り組みが提案されているか。 ・積極的かつ実現可能な提案がされているか。	15 点
⑥追加提案等	・その他、指定ごみ袋の販売を通じて本市のごみ減量施策に資する新たな取り組みの提案であるか。 ・実現可能な独自の取り組みであるか。	10 点
小 計		85 点
【合 計】		100 点

8 日程

公示	令和 7 年 11 月 25 日（火）
質問受付締切	令和 7 年 11 月 28 日（金） 15:00 まで（電子メール）
質問回答	令和 7 年 12 月 3 日（水）
企画提案書等受付締切	令和 7 年 12 月 15 日（月） 16:30 まで
第 1 次審査	令和 7 年 12 月 19 日（金）（予定）
第 2 次審査	令和 7 年 12 月 25 日（木）（予定）
選定結果通知	令和 8 年 1 月初旬（予定）
契約締結	令和 8 年 1 月中旬（予定）

9 失格事項

提出書類又は提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 企画提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用(予定価格)」を超えたもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「統括責任者調書」に記載した統括責任者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当すると考える部分がある場合には、提案時にあらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルによる契約業者決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所 地域活力創生部 環境保全課 担当:柳田・野上

生駒市東新町8番38号 Tel:0743-74-1111 内線 2362

メールアドレス:kankyohozen@city.ikoma.lg.jp

(開庁時間:土曜日、日曜日、祝日を除く9:00~16:30)